

ARIBの動き

第11回規格評議会が開催される

去る8月1日、当会の第4会議室において、第11回規格評議会が開催されました。

安田靖彦委員長（東京大学名誉教授、早稲田大学名誉教授）の議事進行により、当会の若尾専務理事から電波産業会のこの1年間の活動内容等に触れた挨拶が行われ、引き続き、小林常務理事からこの1年間の規格会議の開催状況、標準規格等の策定・改定の内容等について説明がありました。

委員からの質問は多岐にわたりましたが、特に、地上デジタル放送の方式に日本のISDB-T方式を基礎方式として採用したブラジルをはじめとした南米諸国の状況、ブラジル方式とISDB-T方式との相違点等には高い関心が示され、多くの質問が寄せられました。

【注】

電波産業会の定款では、規格会議の委員から異議申立てがあった場合に、会長から規格評議会に諮問し、規格評議会で議決することとなっています。

今回、規格会議の委員からの異議申立てはありませんでしたが、1年間の標準規格の策定・改定等の活動報告ということで規格評議会を開催しました。



第11回規格評議会の様子と安田委員長

携帯電話用及びPHS用小電力レピータの導入に向けて
情報通信審議会からの一部答申
(平成19年7月26日の情報通信報道資料から)

1 背景

我が国における携帯電話及びPHSの加入数は、平成19年6月末現在、それぞれ約9,800万、約500万であり、国民生活に最も身近な情報通信システムとして広く普及するとともに、屋外のみならず自宅や店舗等の屋内での利用も増え、屋内における良好な電波の利用環境のニーズが高まりつつあります。

その一方で、屋内や地下街の店舗等において、無線局免許を持たない不法な携帯電話中継装置（レピータ）が設置され、この装置が発する電波により、携帯電話システムが混信を受ける事案が発生しています。

このため、屋内における携帯電話等の圏外の解消、不法中継装置の設置防止を促進するため、携帯電話等事業者等が自宅や店舗等に安価でかつ迅速に設置することが可能な、小型で小電力のレピータ（小電力レピータ）の導入が期待されているところです。

これらの状況を踏まえ、平成19年1月24日より、情報通信審議会において携帯電話用及びPHS用小電力レピータの技術的条件について審議が開始され、7月26日にその審議の結果として答申を受けました。

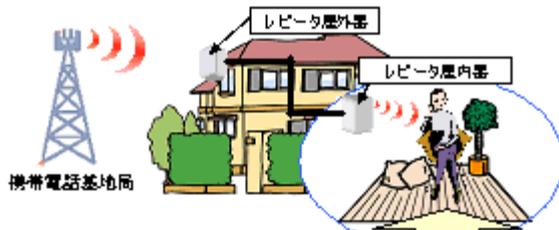
2 答申の概要

情報通信審議会一部答申の概要 (携帯電話用及びPHS用小電力レピータの技術的条件)

小電力レピータの概要

携帯電話等事業者が自宅に設置可能な小型で安価なレピータを導入。
→ 屋内の圏外解消、不法中継装置の設置防止の推進を期待。

携帯電話用小電力レピータ



PHS用小電力レピータ



小電力レピータの導入の目的

(現行制度)

- 現在、携帯電話等用レピータは、他の無線局への干渉を防止するため、設置場所を特定した上で個別に免許を取得
- このため、個別のレピータごとに、免許申請手続、設置場所の調査、選任された無線従事者による設置工事が必要

○ 小電力レピータについて、個別の免許手続が不要な包括免許局又は登録局の対象とすることを可能とするための技術的条件（空中線電力及び空中線利得の制限値、スプリアスの低減等）を検討・策定。

○ 利用者の要望に応じた迅速な小電力レピータの設置が可能。

携帯電話用及びPHS用小電力レピータの主な技術的条件

	携帯電話用小電力レピータ	PHS用小電力レピータ
最大送信出力及び空中線利得	下り(対端末送信)：総電力 110mW 空中線利得 0 dBi 上り(対基地局送信)：総電力 40mW 空中線利得 9 dBi	1チャンネル当たり平均10mW 空中線利得 4 dBi
スプリアス領域における不要発射の強度の低減	PHS帯域における不要波発射レベルを10dB低減	3G帯域における不要波発射レベルを5dB低減
帯域外利得	割当周波数帯域端から ・ 5MHz離れた周波数にて利得35dB以下 ・ 10MHz離れた周波数にて利得20dB以下 ・ 40MHz離れた周波数にて利得0dB以下とする。	規定なし (再生中継方式により、帯域外利得は発生しないため。)
その他の具備すべき機能	(1) 発振防止機能 (2) 将来の周波数再編等に対応するための機能(将来の周波数再編後も他の無線局の電波を違法に増幅することがないよう、事業者識別符号を識別する機能等。)	(1) キャリアセンス機能 (2) 他PHS(自営及び他通信事業者)の識別機能 (3) 周波数移行に対応するための機能(制御チャンネル用の周波数の移行に対応するための機能。)

3 今後の予定

本答申を踏まえ、携帯電話用及びPHS用小電力レピータの導入に向け、技術基準の策定を進めていく予定です。

詳細は<http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070726_1.html>をご参照ください。

「小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方策に係る技術的条件」の審議開始
(平成19年7月26日の情報通信報道資料から)

7月26日、情報通信審議会情報通信技術分科会(分科会長：土居 範久 中央大学理工学部教授)において、「小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方策に係る技術的条件」について審議が開始されることになりました。審議開始の背景等は以下のとおりです。

1 審議開始の背景

近年、携帯電話に代表される公衆系移動通信は、技術革新や市場規模が大きなることを背景に新たなサービスが次々と打ち出されていますが、一方、それ以外の自営系移動通信でも、市場規模は小さいものの、MCA無線など

大電力で大規模なシステムから、簡易無線局や特定小電力無線局などの小電力で小規模なシステムまで様々な分野で広く活用されています。

このような状況の下、自営系移動通信のうち、主に中小企業や個人で用いられる小電力で小規模なシステムの更なる利活用・高度化に向け、簡易無線局への最適なデジタル方式の導入、無線操縦（ラジコン）の利用範囲の拡大及び農作物被害の防止に役立つ通信距離が長いテレメーター等に関する検討を行い、それらに必要となる技術的条件について審議を行うこととなったものです。

2 審議内容

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方策に係る技術的条件」

<http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070726_5_bs.pdf>

3 審議体制

情報通信技術分科会における審議に資するため、既存の小電力無線システム委員会（主査：森川 博之 東京大学国際・産学共同研究センター教授）において技術的条件の検討が行われます。

4 今後の予定

平成20年2月頃に答申を受け、その後、関係規定の整備を行う予定です。

詳細は、<http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070726_5.html>をご参照ください。

編集後記

ARIBの企画国際部を約2年間受け持たれた重田理事が退任され、新任の横尾理事と関口参与の歓迎会を兼ねて、7月31日に歓送迎会を行いました。

重田理事は、一昨年の9月にARIBに赴任され、明快な決断と持ち前のバイタリテイで企画国際部を引っ張り、また、数々の新風を企画国際部に吹き込んでくださいました。

しかし、一番印象深いのは、ブラジルが地上デジタル放送方式に日本のISDB-T方式を基礎方式として採用するに際し、4回重田理事（前列の左から二人目です）にわたって日本訪問団の一員としてブラジルに出張し、採用を働きかけたことです。特に3回目のブラジル出張は、昨年の2月末から4月初旬と約40日間にわたる大変なものでした。

重田理事、大変にご苦労さまでした。持ち前のバイタリテイで、新天地においても大活躍されることを祈ります。



(編集子:PAO)